

議第94号

附帯控訴の提起について

附帯控訴を次のように提起する。

平成20年 9 月 4 日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

| | |
|-----------|--|
| 相 手 方 | |
| 事 件 の 種 類 | 損害賠償金の支払の請求 |
| 事 件 の 内 容 | <p>相手方は、本市が設置する京都市立月輪中学校に在籍していた際に、同級生から暴行を受けたことにより受傷し、精神神経症状等の後遺障害が生じるとともに、他の中学校に転校せざるを得なくなったことが、本市が相手方の生命及び身体の安全に配慮すべき義務に違反したことによるものであるとして、国家賠償法第1条第1項により、本市に対し、18,000,000円及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、2,200,000円及び遅延損害金の支払を命じた。本件判決に対し、本市は、控訴しなかったが、相手方は、本件判決を不服として控訴した。</p> <p>そこで、本件判決のうち、相手方の請求を認容した部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に附帯控訴しようとするものである。</p> |

提案理由

附帯控訴を提起する必要があるので提案する。